

128.

Z-0006 |

0275

()

蒙トハヤヤ必キリトシテ露國ト和ヲ議スルニ於
 了ハ左ノ條件ニ絶対ニ必要ナリトス
 一 朝鮮平和ノ最大禍根トシテ韓國ヲ全ク我
 由ニ命ニ委ヌルニトシテ約ハシムルニト
 二 帝國ノ利益ニ傷ミシキ場所保全ノ義ニ
 基キ一定ノ期限内ニ同地ニテ露國軍隊ヲ撤
 退サシムルニト尤マ之ト同キニ我々ニ於テ
 干渉州ニテ撤退スルニハ勿論ナシ
 三 旅順大連ノ經營ト清情鉄道哈爾濱支線ト
 ハ露國ノ以テ南滿州ニ威メテ抗ヒ進ムルニ
 對シテ

10x20

TS

P.V.M 9 1025

()

明治二十八年四月二十一日閣議決定
 同日 日御裁決
 同日 露國和條件予定ノ件
 抑テ帝國ノ安危存亡ヲ賭シテ露國ト干戈ヲ交
 フルニ至リシニ其目的以テ朝鮮ノ保全ヲ純
 持シテ東亞遠ノ平和ヲ確立スルニ在リ之レ帝
 國ノ自衛ヲ全クシテ正當利権ヲ擁護スルニ爲メ緊
 要缺クハハナシキニテ之レヲ以テ此目的ヲ達
 セスニハ帝國ノ地位ハ危殆トシテ保障ヲ缺キ
 他日再ヒ同 節面ニ於テ露國ノ侵襲ニ侵道ヲ

10x20

TS

P.V.M 9 1024

Z-0006

0276

